

第110回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成30年6月20日(水) 15:00～17:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第1特別会議室

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

斎藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 行政評価局長 讃岐 建

大臣官房審議官 吉開 正治郎

行政相談企画課長 原嶋 清次

行政相談管理官 田中 英人

4 議題

(1) 事案

- ① 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消（継続案件）
- ② 特別障害者手当に係る審査請求手続の弾力的な運用（新規案件）

(2) 報告

(あっせん)

- ① 希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善

(回答)

- ① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予

5 議事概要

(1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

① 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消（継続案件）

(江利川委員)

被保険者資格の適用関係を制度論として動かすのは中々難しいのはわかる。一方で、今回の事案に関し、時効期間の考え方について、国民健康保険では（賦課決定の期間制限の規定により）年度単位となるが、健康保険では月単位で計算している。本来であれば、それぞれの時効期間の考え方を統一させる必要があるのではないかと。

また、保険料に関して言えば、国民健康保険では被保険者（世帯主）負担で、健康保険では事業主との折半による負担であり、一般的には国民健康保険の保険料の負担は大きいものと考えられる。このため、本事案のように（健康保険の被保険者資格を有するにもかかわらず何らかの理由で）国民健康保険料を納付してしまっていた被保険者に有利に働くようにすべきである。

医療費の清算・還付などの一連の事務手続を変更することは制度論としては難しいと思うが、原則をどこまで大事にするかということ。国民負担を考慮し、もう少し便宜的にできないか厚生労働省に検討をしてもらおうということではないかと考える。

(斎藤委員)

（国民健康保険と健康保険の）両方の医療保険制度の性格を考慮すれば、（清算・還付などの）事務手続を抜本的に変えるというのは難しいと思う。他方で、国民健康保険の保険料が還付できない期間が生じてしまうことについては、厚生労働省に対応を求めることが合理的であると考えます。

(梶田委員)

そもそも保険料が二重払いとなってしまうのはおかしいと考える。何らかの方法で解消してもらう必要があり、厚生労働省には対応策を検討してもらいたい。

(松尾座長)

保険料の二重払いの状態が生じないように、何らかの形で解消させるという結論について異論はないと思う。ただ、現に国民健康保険制度は動いている。今回の事案のようなことがどの程度起きているのか、厚生労働省は実態を把握できているのか。

(事務局)

厚生労働省からは、被保険者の資格の得喪の理由を個別に確認する必要があり、実態を把握するのは難しいとの説明を受けている。

(江利川委員)

実態としてどの程度このような事案があるのかはわからないが、現行の仕組みでは国民健康保険と健康保険の制度間で時効期間の齟齬があることから、必ず同様の事案が今後生じるものと考えられる。同様の事案が今後生じないよう、二つの医療保険制度の時効期間の齟齬を解消すべき。

(松尾座長)

現に制度が動いている中で、このようなことが起きないようにする必要がある。また、このような事案が生じている実態を踏まえ、制度を改正するまでの当面の間の対応も求めるとともに、留意すべき事項を実際の窓口になっている関係機関に注意喚起し、周知する必要があると考えている。所管部局は、このような事案が広がっていかないように、できる限りの手立てを尽くす必要があると考える。

(事務局)

厚生労働省も最終的には法改正が必要となってくるということは認識しているようだ。また、現に今回の事案のような状況となっている方々についての対応も合わせて検討している状況と伺っている。

(江利川委員)

今回の事案は、事業所が健康保険への適切な加入を怠ったことに起因し、そのような事業所に対し年金事務所が加入指導を行っているところであるが、このような事案が生じているという情報を市町村のみならず、年金との横の連携ということで、加入指導を行う年金事務所にも提供するなどして、もっと工夫ができないか。

(小野委員)

抜本的な制度改正を検討するにしても、実態がわからないことにはその改正の考え方に重みが欠けるように思われるし、所管部局も動きやすくなるのではないか。

(梶田委員)

現実的に法改正を検討するとなれば、きわめてレアケースなのか否か、実態として問題となっているということを把握することが自ずと必要になってくるように思われる。厚生労働省では未適用事業所への加入指導をかなり厳しく行っているようなの

で、本件と同じような事案も出てくるのだろう。

(松尾座長)

以上の議論を踏まえたあっせんをするということをお願いしたい。

② 特別障害者手当に係る審査請求手続の弾力的な運用（新規案件）

(梶田委員)

自治体は、特別障害者手当の認定請求時に、意思能力のない障害者であっても、本人名義での請求を認めて弾力的に運用しているのに、審査請求時だけ厳格に対応するのはバランスがとれないのではないかと。

(小野委員)

審査請求について法令どおりに処理すると、本件のような取扱いになると思われる。一方で、特別障害者手当の認定請求については、自治体が弾力的な取扱いをしているのであれば、審査請求についても、同様の弾力的な取扱いとしてはどうか。

(松尾座長)

厳格に考えると、父母等が障害者である子供（成人）に代わって各種の手続を行う場合には、子供からの委任が必要であるが、明確な委任ができないケースも多いと考えられる。

この委任関係を厳格に捉えると、意思能力のない障害者が必要な手続ができなくなる可能性があるため、本人の意思が推定できたり、本人にデメリットがないのであれば、父母等による手続を認めるなど弾力的に取り扱う必要性について、どう考えればよいか。

(梶田委員)

成年後見人になるには、時間と手間を要することから、特別障害者手当の認定請求や審査請求のために、父母等が成年後見人になるよう求めるのは現実的ではなく、適当とは言えないのではないかと。

また、本人請求を厳格に取り扱くと、制度が成り立たなくなる。

(高橋委員)

特別障害者手当の受給者は、意思能力がないケースが多いにもかかわらず、特別児童扶養手当等の支給に関する法律では、障害者が成人になって親権者がなくなった場合の取扱いが考慮されておらず、制度設計上の不備があると考えられる。

成年後見制度の利用が容易でないことを踏まえた上で、上記の不備を補完する仕組

みを設けるよう厚生労働省にあっせんし、具体的な方策は同省に委ねるのが望ましいのではないか。

(斎藤委員)

法令上、特別障害者手当の認定請求者が明確にされていないのであれば、現在、自治体で行われている弾力的な運用が不合理でないとした上で、厚生労働省に、手当の認定請求と審査請求を含めた見直しを求めればよいのではないか。

(江利川委員)

本制度開始時点では、重度障害者は短命であることが多かったが、医学の進歩により、成人する者が多くなったと考えられる。意思能力のない障害者は成人になっても親権者の必要な状態であると考えられるため、親権の延長とイメージし、本制度特有の考え方として弾力的に取り扱うことができないか。

また、特別障害者手当の支給の際に、父母等の扶養義務者にも所得制限が設けられているのであれば、生計を維持している父母等も「処分に不服がある者」に含めればよいのではないか。

(斎藤委員)

特別障害者手当の認定請求権を本人以外の父母等にも認めるように改正すれば、審査請求も本人以外の者ができるようになると考えられる。

(南委員)

これまで重度障害者は成人できないケースが多かったが、1970年代頃から障害者が長生きできるようになり、障害者の親は、社会保障の充実を求めるようになった。本件についても、時代の流れに沿った恒久的な取扱いを定めるべきである。

(梶田委員)

療育手帳の申請及び交付の仕組みは、障害者の実態に合ったものであり、特別障害者手当でも同様の仕組みとすべきではないか。

(高橋委員)

障害者を取り巻く世の中の状況が変化しており、厚生労働省は、成人になった障害者の手当の請求等に係る仕組みの見直しを検討すべきではないか。

(江利川委員)

本件は、障害者の権利に関わるものであり、厚生労働省が実態を踏まえた上で、制

度的にきちんと整理すべきである。

(梶田委員)

本件以外にも、意思能力のない障害者や認知症の高齢者等が行う各種の手續に関して、本人以外が手續できるとする規定が設けられるべきである。

(小野委員)

厚生労働省は、自治体が障害者の実態を踏まえて弾力的に対応している状況を考慮して法整備を図ることが必要である。

(松尾座長)

本件は、認知症の高齢者にも通じる問題でもあり、意思能力がない者による請求等が必要とされる他の手續を含め、請求者の範囲の取扱い等を整理しておく必要があるのではないか。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

① 希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善

(回 答)

① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予

以 上